

「医療費のお知らせ」

「医療費のお知らせ」(あなたの世帯の医療費)は、国民健康保険に加入し、過去に医療機関などで受診した人に対して、年に6回、世帯主宛てに送付しています。医療機関などの名称・受診者名・日数・医療費などの総額・患者負担額などを記載していますので、受診状況を振り返り、今後の健康づくりに活用してください。記載内容に疑義がある場合は、電話で保険課まで問い合わせください。

なお、「医療費のお知らせ」は確定申告の際に、医療費控除を受ける場合の添付書類として必要な「医療費控除の明細書」の代わりとして利用できます。翌年の確定申告において医療費控除を受ける予定がある人は、確定申告の時期まで大切に保管してください。

ただし、今年の11月および12月受診分の医療費については、「医療費のお知らせ」の送付が翌年3月下旬となりますので、確定申告の際にはこれまでどおり「医療費控除の明細書」が必要になります。なお、医療費控除に関する詳しいことは、税務署に直接問い合わせください。

「医療費のお知らせ」の送付時期

	送付時期	医療機関などで受診した月
令和5年	5月下旬	令和5年 1月・2月
	7月下旬	令和5年 3月・4月
	9月下旬	令和5年 5月・6月
	11月下旬	令和5年 7月・8月
令和6年	1月下旬	令和5年 9月・10月
	3月下旬	令和5年11月・12月

注 受診した月が上記の場合であっても、医療機関などからの診療報酬の請求遅れなどにより、送付時期に間に合わないことがあります。

新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金(国民健康保険被保険者対象)の支給を終了

国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱などの症状があり当該感染症の感染が疑われる場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間において傷病手当金を支給していましたが、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたことに伴い、傷病手当金の支給は終了します。

注 以下の全てを満たす人

▽守口市国民健康保険に加入している

▽給与の支払いを受けている

▽新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱などの症状があり感染が疑われ、療養のため働くことができず、給与の全部または一部を受けることができない

支給対象となる日 働くことができなくなった日から起算して3日を経過した日から、働くことができない期間のうち、就労を予定していた日

支給額 直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×支給対象となる日数

適用期間 令和2年1月1日～令和5年5月7日で療養のため働くことができない期間(ただし、入院が継続する場合などは、最長1年6カ月まで)

注 傷病手当金の申請は、働くことができなくなった日ごとに、その翌日から起算して2年で時効となります。傷病手当金の申請を希望する人は、まずは必ず電話で保険課まで相談してください。

Q & A ～よくある質問～

Q 1 令和5年の4月から国民健康保険に加入しましたが、送られてきた保険料の納入通知書の支払いが6月からになっています。4、5月分の支払いはないのですか。

A 1 保険料は4月分から翌年3月分までの12カ月間にかかる金額を、6月から翌年3月までの10回に分けて納付していただきます。そのため、4、5月も保険料はかかりますが、納付は6月からになります。

Q 2 既に会社の健康保険に加入していますが、令和5年度保険料の納入通知書が送られてきました。どうしたらいいですか。

A 2 国民健康保険の資格喪失手続きができていない可能性があります。国民健康保険から他の健康保険に変更した場合は、国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。資格喪失手続きは郵送で受け付けています。次のものを保険課宛てに郵送してください。

注 現在加入している健康保険の保険証の写し(コピー)

▽国民健康保険の保険証の原本

資格喪失手続きの完了後、手続きをした月の翌月中旬に、現在の健康保険に加入するまでの保険料を計算し、納入通知書を送付します。

注 5月末までに国民健康保険の資格喪失手続きをした人で保険料がかかる場合は、現在の健康保険に加入するまでの保険料を通知していますので、納付をお願いします。

Q 3 保険料を納期限までに支払わない場合は、どうなりますか。

A 3 督促状や催告書を送付します。さらに滞納を続けると、有効期

限の短い保険証になることがあります。

また、特別な事情がなく滞納を続けていると、預貯金などの財産の差押えに至る場合があります。速やかに保険収納課に相談してください。

Q 4 通知された保険料の支払いが困難な場合は、どうしたらいいですか。

A 4 特別な事情がある場合、保険料の納付方法の相談ができます。保険収納課へ問い合わせください。

災害などに遭われたり、前年と比べて今年の所得が大きく減少する見込みがあるなど、保険料の納付が困難となる特別な事情がある場合は、保険課へ申請頂くことで保険料が減免される場合があります。なお、令和5年度の国民健康保険料の減免申請については、原則として郵便で受付を行います。まずは必ず電話でお問い合わせください。

Q 5 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少する見込みなのですが、減免してもらうことは可能ですか。

A 5 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯を対象に保険料を減免する制度は、令和4年度相当分の保険料で終了します。令和5年度相当分の保険料は対象となりません。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響の有無にかかわらず、前年と比べて今年の所得が大きく減少する見込みがあるときは、保険課へ申請いただくことで保険料が減免される場合があります。保険料の減免を希望する人は、まずは必ず電話で保険課まで相談してください。

国民健康保険のお知らせ

保険料の金額や計算方法

問 保険課 TEL 06-6992-1545

保険料の納付の相談

問 保険収納課 TEL 06-6992-1537、1538

国民健康保険料が決定

令和5年度の国民健康保険料納入通知書を、6月中旬ごろに被保険者の各世帯に郵送します。

国民健康保険料は基礎賦課分(医療分)、後期高齢者支援金等賦課分(後期分)、介護納付金賦課分(介護分(40歳以上65歳未満の人のみ))に区分されます。医療分と後期分については、世帯の所得金額に応じてかかる「所得割額」、世帯の被保険者数に応じてかかる「均等割額」、1世帯ごとにかかる「平等割額」の合計額が、介護分については、「所得割額」と「均等割額」の合計額が保険料となります。原則として、6月から翌年3月までの10回に分けて納付してください。

なお、災害などに遭われたり、前年に比べて今年の所得が大きく減少する見込みであることなど、保険料の納付が困難となる特別な事情がある場合は、保険課への申請により保険料が減免される場合があります。

令和5年度の国民健康保険料の減免を希望する人は、**まずは必ず電話**で保険課(06-6992-1545)まで相談してください。

令和5年度 守口市国民健康保険 保険料率

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	9.18%	33,730円	33,698円	65万円
後期分	2.97%	10,584円	10,574円	20万円
介護分	2.61%	19,552円	-	17万円

低所得者・未就学児の軽減判定

低所得者の軽減判定

国民健康保険法施行令の一部改正により、国民健康保険料の低所得者の軽減判定の所得基準が改められました。

未就学児の軽減判定

6歳に達して以降最初の3月31日を迎えていない被保険者(未就学児)は、国民健康保険料の均等割額が5割減額されます。

詳しくは、市ホームページを確認してください。



国民健康保険料の納付方法

①口座振替による納付

金融機関(ゆうちょ銀行を含む市委託契約先金融機関)の指定口座から毎月27日(土・日、祝日の場合は翌営業日)に引き落とされます(ただし、12月と2月は25日)。口座振替での納付は、安心・確実です。金融機関、郵便局、保険課窓口または保険収納課窓口で申し込みができます。

②金融機関、郵便局およびコンビニでの納付

所定の納付書により、金融機関、郵便局およびコンビニエンスストアで納める方法です。

③スマートフォン決済アプリサービス

納付書に印字されているバーコードを専用アプリで読み取ることで、即時に納付ができるスマホ決済サービスです。手数料は無料です(対応しているアプリ: auPAY・FamiPay・LINEPay・PayB・PayPay)。

④特別徴収(年金からの天引き)による納付

世帯主を含む国保加入者がすべて65歳以上75歳未満の世帯の保険料は、原則として世帯主の年金から徴収します。ただし、次の要件のいずれかにあてはまる世帯は特別徴収にはなりません。

▽世帯主が擬制世帯主であること

▽受給している年金が年額18万円未満であること

▽世帯主の介護保険料が特別徴収されていないこと

▽介護保険料と国民健康保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えていること

注 擬制世帯主…国民健康保険の被保険者でない者が世帯主となっている世帯(擬制世帯)の世帯主